

瑞穂町行政評価委員会 第13回補助金等審査分科会 次第

日 時 平成30年11月26日(月) 午後3時30分
場 所 瑞穂町役場本庁舎 3階委員会室

1 開会

2 議題

議題1 補助金等審査

(審査事項)

- 30審査—1 ・老人クラブ助成事業補助金【高齢課】
- 30審査—2 ・感震ブレーカー給付事業(仮称)【高齢課】
- 30審査—3 ・(仮称)事業主健診等結果把握促進事業【健康課】
- 30審査—4 ・瑞穂町文化財保存事業費補助金【図書館】

(報告事項)

- 30報告—1 ・子ども食堂推進事業補助金【福祉課】
- 30報告—2 ・瑞穂町保育所等施設整備費補助金【子育て応援課】
- 30報告—3 ・瑞穂町幼稚園型一時預かり事業費補助金【子育て応援課】
- 30報告—4 ・瑞穂町延長保育事業費補助金【子育て応援課】
- 30報告—5 ・瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金【子育て応援課】
- 30報告—6 ・瑞穂町介護施設等の施設開設準備経費等補助金【高齢課】
- 30報告—7 ・(仮称)新生児聴覚検査費用助成【健康課】

3 その他

瑞穂町行政評価委員会第13回補助金等審査分科会

審査及び報告事項一覧

1 審査及び報告事項（11件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
30 審査-1	福祉部 高齢課	老人クラブ助成事業補助金	2
30 審査-2	福祉部 高齢課	感震ブレーカー給付事業（仮称）	3
30 審査-3	福祉部 健康課	（仮称）事業主健診等結果把握促進事業	4
30 審査-4	教育部 図書館	瑞穂町文化財保存事業費補助金	5
30 報告-1	福祉部 福祉課	子ども食堂推進事業補助金	6
30 報告-2	福祉部 子育て応援課	瑞穂町保育所等施設整備費補助金	7
30 報告-3	福祉部 子育て応援課	瑞穂町幼稚園型一時預かり事業費補助金	8
30 報告-4	福祉部 子育て応援課	瑞穂町延長保育事業費補助金	9
30 報告-5	福祉部 子育て応援課	瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化 事業費補助金	10
30 報告-6	福祉部 高齢課	瑞穂町介護施設等の施設開設準備経費等補助金	11
30 報告-7	福祉部 健康課	（仮称）新生児聴覚検査費用助成	12

補助金等名称	老人クラブ助成事業補助金
担当部署	福祉部 高齢課 高齢係
担当者名	並木 照子
補助対象	老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う活動に対して、円滑な執行を図るため事業費の一部を補助する「老人クラブ運営費補助金」が対象となります。
規程等	◎瑞穂町老人クラブ助成事業補助要綱（平成18年告示第87号） ◎平成30年度老人クラブ助成事業の実施について（東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課） ◎平成30年度東京都高齢社会対策区市町村包括補助事業補助要綱（平成30福保高在第1224号）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	地区ごとにある16の老人クラブ（平成30年10月1日現在）の活動を支援するため、事業費の一部を補助しています。また、16クラブのうち15クラブが加入する老人クラブ連合会では、各クラブの活動成果の発表の場として、ペタンクや輪投げ等各種大会の開催やチャリティコンサートなど生きがいきづくり事業を行っています。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	平成29年度まで老人クラブとしての申請を行うクラブは、必然的に老人クラブ連合会に加入していましたが、30年度に会長実務の多さから老人クラブ連合会を脱会するクラブが出てきました。そのため、現在、加入・未加入に関わらず一律である補助金を見直し、連合会への未加入クラブに対し、新たに補助額を設定するものです。
補助金額（町から老人クラブ等への補助金）	以上を踏まえ、連合会に加入しない老人クラブに対し、新たに補助額を設定します。 老人クラブ運営費 会員30人以上の老人クラブ 22,800円×活動延月額 会員30人未満の老人クラブ 6,000円×活動延月額 <u>（新）会員30人以上の老人クラブで、連合会に加入していない老人クラブ</u> <u>15,200円×活動延月額</u> ※東京都の補助金が補助基準額の2/3のため、新たに現行補助額の2/3とし設定します。
補助割合（東京都から町への当該事業に係る補助金）	①東京都老人クラブ助成事業 ◎老人クラブ運営費として 補助基準額の補助率2/3
実施期間	平成31年4月から
その他	

老人クラブ年齢別・男女別一覧表

30審査—1資料

連番	老人 年齢	70歳未満	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳以上	計	地域
1	石畑第二寿会	男 女		1			1	2			1	1				1		2		8	石畑
					2		2		1	3	1			2	1	1	2		7	23	
2	石畑上寿会	男 女				1		2	1	2		1		1			1	1	3	14	石畑
			3				1	1		1	1			3	2	3	2	1	6	24	
3	箱根ヶ崎第二寿会	男 女			2					1						1	2			6	箱根ヶ崎
			1	1	2	1	2	1	2	1		1		2	4	2	5	3	5	9	44
4	長岡第一寿会	男 女	2				1	3	1	2	3			3	1	1			1	20	長岡
				2		1	2	4	4		3	2			2		1	1	1	23	
5	長岡第二寿会	男 女	1	1			2	1	1		3	1		1	6	1				19	長岡
			11		2		1	3	1	3	4	1		2	2	2		2	2	41	
6	元狭山第二寿会	男 女	2	1			1		3	1	1				2	1	1	2	1	6	元狭山
			1	2		2	1	5	2	2	1	2	3	2	3	2	4	1	6	38	
7	元狭山第三寿会	男 女	5	1	4			1	2	1	2	2			1		3	1	1	5	元狭山
			7	3		1	2	1	2	2	3	4		3	5	2	2	3	2	9	51
8	さかえ町友好会	男 女	1	3			1		1	1	2	2	1		1	3	1	2	3	22	武蔵野
				1				1			3	1			1	1	4		2	18	
9	富士見白寿会	男 女	1	2	2	2		1	1	2	3		2	3	1				5	29	武蔵野
			3	1		1			2	1	2	3			4	1	2		4	26	
10	松原若松寿会	男 女	10	1	1	2	1		3	2	2	3	2	2		3				33	箱根ヶ崎
			10		2		1	1		1				1	4	1	1	2	1	24	
11	南平寿会	男 女	1					2	1	1				1		1	2			9	武蔵野
			2	1	3	2	2	1	1	2	1	1		4			1	1	2	26	
12	長岡愛好会	男 女					1		1										1	4	長岡
			3	1		1	2	1	5	1	1			3	2		5	1	7	38	
13	元狭山第四寿会	男 女	5	1	1	1		1	3		2				1	1				17	元狭山
			4						4		3	1				1				13	
14	元狭山第一寿会	男 女	4	2	5	2	3	1	3	2	2	1	2	3	3		1	1	1	36	元狭山
			9	2	2		1	2	5	3	5	4	4	4	2		4		1	53	
15	上仲町倶楽部	男 女	4	2		1			1										2	11	石畑
			4	1	1	1	1	3		2					1			1	6	21	
16	石畑旭寿会	男 女	1		1		2	1	2	3	2		1	1	1		2	1	2	25	石畑
			4		1	1		2	3		1	4	2	1		1		1	9	31	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	感震ブレーカー給付事業（仮称）
担当部署	福祉部高齢課高齢係
担当者名	坂内幸男
補助対象 瑞穂町に住所があり、家屋に感震ブレーカーの設置を希望する世帯	
規程等 瑞穂町感震ブレーカー給付事業実施要綱（仮称）の作成中	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 大地震の際に電気火災の発生と延焼を防止するため、家屋の揺れに反応して電気を遮断する感震ブレーカーを給付し、被害の減少及び住民の安心安全を図ります。 事業対象者 瑞穂町に住所を有し、感震ブレーカーの給付を希望する下記要件を満たす世帯 ・ 65歳以上の高齢者世帯 ・ 障害者手帳等を有する者が居る世帯	
給付内容 感震ブレーカー（コンセントタイプ・簡易分電盤タイプ）の無償給付 無償給付数 1世帯 1個（2タイプからの1個を選択）	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 大地震が発生した際に家屋の火災防止を図るには、各家庭において防火対策を講じる必要があります。特に電気火災への対応が過去の震災から必要とされています。 大地震による電気火災に備えるには、発生の際に電気を遮断する感震ブレーカーの設置が有効となります。しかし、その認知度及び普及は大変低くなっています。また、機器の設置には、少なからず経費が必要となるため、高齢者世帯並びに障がい者を抱える世帯においては、地震への備えが更に低くなっていると思われます。そのため、対象者の安全及び町への被害を少なくしたいとの目的から事業を実施するものです。	
補助金額 物品の給付 感震ブレーカー（コンセントタイプ・簡易分電盤タイプ） （約7,000円）	
補助割合 100%	
実施期間 平成30年度から	
その他	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	(仮称) 事業主健診等結果把握促進事業
担当部署	福祉部 健康課
担当者名	福島 由子
補助対象 瑞穂町特定健康診査の対象者で、雇用先等で実施した事業主健診等（人間ドック含む）の受診結果を町に提出した方	
規程等 要綱策定予定	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 目的 提出された受診結果は町特定健康診査の結果として見なされるため、受診率の向上につながります。また、受診結果に応じて保健師や管理栄養士が助言や指導を行ったり、町の健康づくり事業のご案内をしたりすることで、住民の生活習慣病予防の推進にもつながります。 内容 町に雇用主健診等の結果を提出した方に対し、自己負担した費用の一部を助成します。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 町では医療費の適正化と健康寿命の延伸を目的に特定健康診査の受診率及び特定保健指導など生活習慣病予防事業の実施率向上を推進しています。本事業が事業主健診等の健診結果提出のインセンティブ（動機づけ）になり、結果の把握数が増加することで、受診率の向上及び生活習慣病予防事業の周知や参加促進を図ることができます。	
補助金額 1 人の健診等費用（自己負担分）に対して、1, 0 0 0 円を上限として助成します。	
補助割合 同上の内容となります。	
実施期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から開始します。	
その他 事業継続については、事業効果の評価（受診率の向上、事業への参加率等）を年度ごとに実施し検討します。	

年齡別、男女別加入者數

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳～74歳	75歳以上	計	男女合計
国民健康保険 H30.11.1現在	男	590	321	433	637	572	394	1,851		4,798	9,434
	女	527	317	374	498	513	467	1,940		4,636	
後期高齢者医療証 H30.11.19現在	男								1,753	1,753	4,158
	女								2,405	2,405	
健康保険組合等		町では未把握									
全国健康保険協会		町では未把握									

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町文化財保存事業費補助金
担当部署	教育部 図書館 文化財担当
担当者名	鳥海 和正
補助対象 町指定文化財の対象とならない貴重な文化財を後世に残すため、登録文化財制度を創設し、登録された町内に存在する有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、旧跡、名勝、天然記念物を補助の対象とします。	
規程等 瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 町内には町指定文化財の対象とならない歴史的価値や文化的意義のある建造物や民俗文化財などが存在しています。これら貴重な財産を文化財として登録し、地域の宝として再認識するとともに、行政と所有者等が一体となって後世に残していくことを目的として、今まで補助の対象としていた町指定文化財に加え、町登録文化財を対象とし、登録を受けた文化財の所有者等が行う事業に対して、町が経費の一部を補助するものです。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 町内には代々受け継がれてきた貴重な文化財が今も大切に保存・活用されていますが、老朽化等の理由から修理や保存のための措置が必要となる場合があります。文化財の修理等には専門的で高度な知識や技術、経験が必要であるため、多額の経費を要する場合があります。要綱を改正することで指定文化財の対象とならない登録文化財に対しても、町がその経費の一部を補助することで、文化財の保存と活用が適切に行われるよう努め、町の貴重な文化財を後世に継承し、町民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上を図ります。	
補助金額 ・登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録史跡旧跡名勝天然記念物に係る事業 限度額 250万円（登録無形民俗文化財 限度額 50万円） （参考）指定文化財は変更なし 限度額 500万円（指定無形民俗文化財 限度額 100万円）	
補助割合 補助率 1／2 （参考）指定文化財は変更なし 補助率 1／2	
実施期間 平成31年4月1日施行	
その他	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	子ども食堂推進事業補助金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉係
担当者名	安藤尚子
補助対象	瑞穂町の子どもたちへ食事や交流の場を提供しているボランティア団体等
規程等	東京都子供食堂推進事業補助金（10/10） 町の補助要綱は今後整備予定
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	「子ども食堂」とは、ボランティア等が地域の子どもたち（子どもに限らず、高齢者などその他の地域住民を含めてもよい）に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組である。 瑞穂町の子どもやその保護者等が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組（ボランティア団体等）に対し補助を行う。 子ども食堂の実施に係る経費のうち、食材の運搬に係る交通費、食材費、光熱水費、会場の賃借料等が補助対象経費となる。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	近年、核家族化を背景に女性の社会進出やひとり親世帯の増加により、全国的に子どもの孤食や貧困といった現象が社会問題化している。この孤食や貧困といった問題は、瑞穂町も例外ではなく、平成29年度に行われた「ひとり親家庭等実態調査報告書」によると「子どもと夕食を一緒にとっているか」の質問に「夕食を一緒にとれない」との回答は全体の23パーセントにのぼっている。 こうした現状を受け、平成30年には町内ボランティアにより子ども食堂が設立された。このようなボランティア団体等が行う、地域の子どもたち等への食事や交流の場を提供する取組に対し、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するためこの補助制度は必要不可欠である。 また子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことも期待される。
補助金額	年間上限額240,000円
補助割合	東京都子供食堂推進事業補助金（10/10）
実施期間	平成31年4月1日から
その他	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町保育所等施設整備費補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	石川
補助対象 町内の保育所等（認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所。以下「保育所等」という）を整備（創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等）しようとする設置者 当該設置主体は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人又は町が認めた者（公立施設を除く）	
規程等 【町】瑞穂町保育所等施設整備費補助金交付要綱 【国】保育所等整備交付金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金 【都】東京都待機児童解消区市町村支援事業補助要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 保育所等を整備しようとする設置者に、必要な経費等を補助するもの。対象経費は、施設の整備に必要な本体工事、特殊付帯設備、設計料等に要する経費、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料、解体撤去、仮設施設整備工事に要する経費とする。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 当該補助金は、保育所等の整備に要する経費の一部に充てるため、町が交付するものであり、保育の質向上、児童の安全確保、さらには待機児童の解消促進を図ることを目的として交付する。	
補助金額 設置者が実施する施設整備経費のうちの対象経費又は交付要綱に規定する補助基準額のうち少ない方の額を上限とした支出額 ※補助基準額（上限）は、「平成30年度保育所等整備交付金の交付について」（平成30年5月8日付け、厚生労働省発子0508第1号）に準じ、定員等に応じて、1施設当たりの交付基準額を設定する。	
補助割合 【国庫補助】国1／2、瑞穂町1／4、事業者1／4 【都補助】国庫補助中、瑞穂町及び事業者分補助金額の各1／2を東京都が補助する。	
実施期間 平成31年4月～（予定）	
その他 当該補助要綱は、平成30年度制定予定	

別表 1-9

保育所等整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※1)	1/4 (※1)
子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)ア又は8(3)アの事業に限る。)	2/3	1/12 (※2)	1/4 (※2)
9の表の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。)	3/4	1/8 (※3)	1/8 (※3)
9の表の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。)	5. 5/10	1/4 (※4)	1/5 (※4)

※1 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/2

※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3

※3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/4

※4 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10

※5 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	50,500	55,600
定員21～30名	53,000	58,300
定員31～40名	61,500	67,800
定員41～70名	70,300	77,300
定員71～100名	91,300	100,400
定員101～130名	109,800	120,700
定員131～160名	127,100	139,700
定員161～190名	144,400	158,800
定員191～220名	160,400	176,500
定員221～250名	177,700	195,600
定員251名以上	197,600	217,200
特殊附帯工事	7,600	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	22,500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,170	7,890

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,012	1,113	1,335	1,469
定員21～30名	1,147	1,263	1,515	1,667
定員31～40名	1,530	1,683	2,020	2,223
定員41～70名	1,925	2,119	2,542	2,797
定員71～100名	2,716	2,987	3,586	3,943
定員101～130名	3,260	3,586	4,302	4,733
定員131～160名	4,075	4,483	5,379	5,918
定員161～190名	4,890	5,380	6,456	7,101
定員191～220名	5,705	6,276	7,530	8,285
定員221～250名	6,521	7,173	8,607	9,469
定員251名以上	7,336	8,070	9,684	10,653

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,802	1,983	2,378	2,617
定員21～30名	2,201	2,420	2,904	3,195
定員31～40名	2,667	2,933	3,520	3,872
定員41～70名	3,704	4,075	4,890	5,379
定員71～100名	5,557	6,113	7,335	8,069
定員101～130名	6,669	7,336	8,803	9,684
定員131～160名	8,337	9,172	11,005	12,105
定員161～190名	9,115	10,027	12,031	13,235
定員191～220名	10,634	11,698	14,038	15,440
定員221～250名	12,154	13,369	16,043	17,647
定員251名以上	13,673	15,040	18,048	19,854

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

(2)事業者負担軽減のための開設準備経費補助等の充実事業

ア 民間保育所

- (ア)保育所等整備交付金(保育所等施設整備事業、防犯対策強化整備)
 (イ)保育所等改修費等支援事業(賃貸物件による保育所改修費等)

要件クリアなし

国1/2	区市町村1/4	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8
国2/3	区市町村1/12	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8

要件クリア1つ

国1/2	区市町村1/4	都1/8	事業者1/8
国2/3	区市町村1/12	都1/8	事業者1/8

要件クリア2つ以上

国1/2	区市町村1/4	都3/16	事業者1/16
国2/3	区市町村1/12	都3/16	事業者1/16

イ 認証保育所

要件クリアなし

都1/4	区市町村1/4	都3/16	区市町村3/16	事業者1/8
		3/8	→	

要件クリア1つ

都1/4	区市町村1/4	都9/32	区市町村3/32	事業者1/8
		3/8	→	

要件クリア2つ以上

都1/4	区市町村1/4	都9/32	区市町村3/32	事業者1/16
		7/16	→	

【都の負担割合】 $9/32 + 1/16 = 11/32$

30負担割合

オ 基準額を超えて区市町村が補助する事業

超過分に係る負担割合			
要件クリアなし			
既存事業	都7/16	区市町村7/16	事業者1/8
要件クリア1つ	←	超過分の7/8	→
既存事業	都21/32	区市町村7/32	事業者1/8
要件クリア2つ以上	←	超過分の7/8	→
既存事業	都21/32	区市町村7/32	都1/16 事業者1/16
	←	超過分の15/16	→
【都の負担割合】 $21/32 + 1/16 = 23/32$			

カ 高騰加算

- オ ア 民間保育所
 (ア) 保育所等整備交付金(保育所等施設整備事業、防犯対策強化整備)
 イ 認証保育所
 ウ 認定こども園
 エ 小規模保育事業

要件クリアなし			
既存事業	都7/16	区市町村7/16	事業者1/8
要件クリア1つ			
既存事業	都21/32	区市町村7/32	事業者1/8
要件クリア2つ以上			
既存事業	都15/16		事業者1/16

高騰加算

○ ア 民間保育所

(イ) 保育所等改修費等支援事業(賃貸物件による保育所改修費等)実施要綱、賃貸物件による保育所整備事業(改修費等補助)

既存補助事業の基準額の超過分				高騰加算	
←	(2)オ				→
要件クリアなし					
既存事業	都7/16	区市町村7/16	事業者1/8	都7/16	区市町村7/16 事業者1/8
超過分の7/8					
既存事業	都21/32	区市町村7/32	事業者1/8	都21/32	区市町村7/32 事業者1/8
超過分の7/8					
既存事業	都21/32	区市町村7/32	都1/16 事業者1/16	都15/16	事業者1/16
超過分の15/16					

(3) 保育所等整備に係る区市町村負担の軽減

ア 民間保育所

(ア) 保育所等整備交付金(保育所等施設整備事業、防犯対策強化整備)

(イ) 保育所等改修費等支援事業(賃貸物件による保育所改修費等)

国1/2	区市町村1/4(軽減なし)	都1/16 区市町村1/16	事業者1/8
要件クリア1つ ※事業者負担を1/8相当に軽減していることが必要			
国1/2	都1/8 区市町村1/8	都1/8	事業者1/8
要件クリア2つ以上 ※事業者負担を1/16相当に軽減していることが必要			
国1/2	都3/16 区市町村1/16	都3/16	事業者1/16
国2/3	都3/16 区市町村1/16	都3/16	事業者1/16

◆都1/48

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町幼稚園型一時預かり事業費補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	石川
補助対象 私立幼稚園預かり保育推進補助に申請している施設を除く幼稚園等（幼稚園、認定こども園（教育部分）。以下「幼稚園等」という。） ※対象児童は、①幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等で一時的又は継続的に保護を受ける者、②家庭において必要な保育を受けることが困難である者として町に認定を受けた2歳児で、定期的な預かり保育を実施する	
規程等 【町】瑞穂町幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱 【国】子ども・子育て支援交付金補助要綱、一時預かり事業実施要綱 【都】子供・子育て支援交付金補助要綱、東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費補助要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ①家庭において保育を受けることが一時的又は継続的に困難となった対象児童について、主として、昼間において、対象施設で一時的又は継続的に預かり、必要な保護を行う事業 ②当分の間の措置として、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かり保育を実施する事業	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 家庭において保育を受けることが一時的又は継続的に困難となった対象児童を幼稚園等で一時的又は継続的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。また、保育を必要とする2歳児の定期的な受入をすることで、待機児童解消に寄与するものである。	
補助金額 東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱 別表1による。	
補助割合 国1／3、東京都1／3、瑞穂町1／3	
実施期間 平成31年4月～（予定）	
その他 ・当該補助要綱は、平成30年度全部改正予定	

別表 1

東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による
幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第1 私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立幼保連携型認定こども園における要綱第4 1に規定する事業	幼稚園型Ⅰ-A (1) 運営費（児童1人当たり日額） ア 在籍園児分 (ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数） － 400円（10円未満切り捨て） ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 (イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 (ウ) 長時間加算 Ⅰ (ア) Ⅰ①及び同Ⅱ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) Ⅰ③、同Ⅱ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 Ⅱ (ア) Ⅰ②及び同Ⅱ②については4時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 (エ) 就労支援型施設加算（事務経費） 1か所当たり年額 1,383,200円 別表2の要件を満たす施設に適用する。 ただし別表2 3の追加で配置する職員の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1/3、都1/3、区市町村1/3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第1 私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立幼保連携型認定こども園における要綱第4 1に規定する事業	イ 在籍園児以外の児童分 (ア) 基本分 800 円 (イ) 長時間加算 (8 時間を超えた利用) ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 150 円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 450 円 ※ 公費支援の総額 (1 施設当たり年額) は、10,010,000 円を上限額とする (なお、待機児童の受入促進に資する措置 (ア (ア) I ③、同 II ③、ア (ウ)、ア (エ) 及びイ (イ)) に係る基準額を適用したことにより、10,010,000 円を超えた場合は、この限りでない。) (2) 開設準備経費 (1 か所当たり年額) 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1 / 3、都 1 / 3、区市町村 1 / 3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第2 保育所型 認定こども 園・地方裁 量型認定こ ども園・公 立幼保連携 型認定こど も園におけ る要綱第4 1に規定す る事業	幼稚園型Ⅰ－A (1) 運営費（児童1人当たり日額） ア 在籍園児分 (ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数） － 400円（10円未満切り捨て） ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 (イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 (ウ) 長時間加算 I （ア）Ⅰ①及び同Ⅱ①については4時間（又は教 育時間との合計が8時間）、（ア）Ⅰ③、同Ⅱ③及 び（イ）については8時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 II （ア）Ⅰ②及び同Ⅱ②については4時間を超えた 利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 (エ) 就労支援型施設加算（事務経費） 1か所当たり年額 1,383,200円 別表2の要件を満たす施設に適用する。 ただし別表2 3の追加で配置する職員の配置月数 （1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と する。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年 額を691,600円とする。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1／3、都1／3、区市町村1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第2 保育所型 認定こども 園・地方裁 量型認定こ ども園・公 立幼保連携 型認定こど も園におけ る要綱第4 1に規定す る事業	イ 在籍園児以外の児童分 (ア) 基本分 800 円 (イ) 長時間加算 (8 時間を超えた利用) ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 150 円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 450 円 ※ 公費支援の総額 (1 施設当たり年額) は、10,010,000 円を上限額とする (なお、待機児童の受入促進に資する措置 (ア (ア) I ③、同 II ③、ア (ウ)、ア (エ) 及びイ (イ)) に係る基準額を適用したことにより、10,010,000 円を超えた場合は、この限りでない。) 。 (2) 開設準備経費 (1 か所当たり年額) 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1 / 3、都 1 / 3、区市町村 1 / 3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第3 私立幼稚園における要綱第4 2に規定する事業	幼稚園型Ⅰ-B (1) 運営費(児童1人当たり日額) ア 国基準額 (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日(8時間以上) 800円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日(1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円(10円未満切り捨て) ② 長期休業日(8時間以上) 800円 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 (ア) Ⅰ①及び同Ⅱ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア)Ⅰ②、同Ⅱ②及び(イ)については8時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 (エ) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額 1,383,200円 別表2の要件を満たす施設に適用する。 ただし別表2 3の追加で配置する職員の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。 ※対象施設が要綱第4 1に規定する事業を併用して実施する場合は、同事業と合わせて1,383,200円又は691,600円とする。 イ 都単独加算 (ア) 都単独加算Ⅰ 要綱第4 2に規定する実施体制を備えた対象施設における対象児童の利用 500円	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	(ただし、 国1/3、都1/3、区市町村1/3 (1)イ、(2)及び(3)は、都10/10)

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第3 私立幼稚園における要綱第4 2に規定する事業	(イ) 都単独加算Ⅱ 要綱第4 2に規定する実施体制を備え、平日5日間、年間240日以上、11時間以上の預かり保育をしている対象施設における対象児童の利用 500 円 ※イ(イ)はイ(ア)に加えて算定する。 ※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,010,000 円を上限額とする(なお、待機児童の受入促進に資する措置(ア(ア)Ⅰ②、同Ⅱ②、ア(ウ)及びア(エ))又はイ(ア)及び同(イ)に係る基準額を適用したことにより、10,010,000 円を超えた場合は、この限りでない。) (2) 小規模保育施設連携加算(1か所当たり年額) 4,000,000 円 対象施設が児童福祉法第6条の3第2項第10号に基づく小規模保育事業を行う施設(以下「小規模保育施設」という。)と連携していて、別表3に規定する要件を全て満たす場合、私立幼稚園所在区市町村に対し適用する。 (3) 東京都2歳児受入加算(1か所当たり年額) 2,340,000 円 別表4に規定する要件を全て満たす場合、私立幼稚園所在区市町村に対し適用する。 (4) 開設準備経費(1か所当たり年額) 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。 ※ 対象施設が要綱第4 1に規定する事業を併用して実施する場合は、同事業と合わせて4,000,000 円とする。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	(ただし、 国1/3、都1/3、区市町村1/3 (1)イ、(2)及び(3)は、都10/10)

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第4 私立幼稚園における要綱 第4 3 に規定する事業	幼稚園型Ⅱ (1) 運営費(児童1人当たり日額) ア 基本分 1,850 円 イ 長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 230 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460 円 ・超えた利用時間が3時間以上 690 円	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1／3、都 1／3、区市町村 1／3

別表2 要綱第4 1及び第4 2に規定する事業に係る就労支援型施設加算の要件

1 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施していること。
2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること。
3 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

別表3 要綱第4 2に規定する事業に係る小規模保育施設連携加算の要件

1 対象施設が都内の小規模保育施設との間で、連携に係る協定等を書面にて締結していること。
2 対象施設において、小規模保育施設の卒園児の優先利用枠を設け、補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。
3 対象施設において、次の(1)から(3)までの全てを実施し、小規模保育施設の支援に努めることにより、卒園児の受入れ環境を整備すること。 (1) 小規模保育施設の事業者からの相談に対する保育内容等の助言 (2) 園庭の開放 (3) 小規模保育施設との集団保育や施設間の交流保育
4 対象施設において、小規模保育施設との連携に係る教諭を1名配置すること。

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町延長保育事業費補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	石川
補助対象 延長保育を受ける対象児童の属する世帯が、利用者負担額 0 円（生活保護世帯（A 階層）及び住民税所得割額非課税世帯（B 階層））であり、設置者が当該世帯の延長保育料を免除するとき。 ※対象児童とは、町の区域内の保育所等を利用している児童をいう。	
規程等 【町】瑞穂町延長保育事業費補助金交付要綱 【国】子ども・子育て支援交付金補助要綱 【都】子供・子育て支援交付金補助要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 保育所等の開所時間の前後に行われる保育のこと。 ※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所をいう。 ※開所時間とは、保育の必要量区分として、保育標準時間及び保育短時間がある。 ・保育標準時間…午前 7 時から午後 6 時 30 分までの間の 11 時間 ・保育短時間…午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 保護者の就労形態の多様化に対応し、もって児童福祉の増進を図るとともに、保護者の負担軽減を図るものである。	
補助金額 ・開所時間の前又は後に、定期的に延長保育を利用するとき 1 カ月当たり（30 分） 3,000 円以下 1 カ月当たり（1 時間） 6,000 円以下 ・開所時間の前又は後に、臨時的に延長保育を利用するとき 30 分当たり 500 円以下	
補助割合 国 1 / 3、東京都 1 / 3、瑞穂町 1 / 3	
実施期間 平成 30 年 4 月から遡及し、当該事業を実施する。	
その他 ・当該補助要綱は、平成 30 年度一部改正予定 ・様々な保育所等の形態に対応するために、要綱を変更するものである。	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	石川
補助対象	国、地方公共団体以外の者が設置する東京都区域内に所在する認可保育所、幼保連携型認定こども園、居宅訪問型保育事業を除く地域型保育事業、認証保育所等（以下「保育所等」という。）とする。 1 施設当たり 1 回のみの補助対象とし、買い替えは補助対象外とする。
規程等	【町】 保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱 【国】 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 【都】 保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	保育所等において、午睡チェックを補強するための監視モニターやベビーセンサー等の設備や機器の導入に係る購入費、リース料、保守料、工事費等の経費を補助するものである。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	保育所等において、監視モニターやベビーセンサー等の設備や機器の導入を促進し、保育士等の保育従事職員が行う午睡チェックを補強するとともに、保育従事職員の心理的な負担を軽減することで、午睡中の児童の安全対策を一層強化することを目的とする。各保育所等において取り組んでいる午睡対応の代替となるものではなく、補強するものである。
補助金額	1 施設当たり 1, 000 千円、又は児童 1 人当たり 30 千円うち、低い額を補助基準額として選定する。
補助割合	国 1 / 2、東京都 1 / 4、瑞穂町 1 / 4
実施期間	平成 30 年 4 月 1 日～
その他	当該事業は、東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業のうちの先駆的事业の一つとして、平成 29 年度制度化されたが、平成 30 年度から国が補助事業を開始し、東京都が補てんする形の制度に変更された。

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町介護施設等の施設開設準備経費等補助金
担当部署	福祉部 高齢課 介護係
担当者名	片野 宏
補助対象	町内に介護施設等を開設する者
規程等	平成30年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱 平成30年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業実施要領
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	別表の「1 対象施設」の欄に掲げる介護施設等を町内に開設しようとする者に対し、その介護施設等の円滑な開所に必要な開設前6月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料を補助するものです。この補助事業の財源は全て都の補助金である「東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金」を充てるものとし、その補助金交付額の上限を超えた経費については、介護施設等を開設しようとする者が全て負担します。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	町内に介護施設等を開設しようとする者に対し、介護施設等の開設準備に必要な経費を補助することにより、介護施設等の開設時から、安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援します。これにより安定した質の高い介護施設等の整備促進を図り、もって介護サービスを利用する町民の利便性の向上に寄与するものです。
補助金額	別表のとおり
補助割合	交付基準単価×定員数（施設数）を上限とし、10/10
実施期間	告示の日から平成31年3月31日まで
その他	この補助事業の創設が認められた後、12月補正で予算措置の予定

別表（第2条－第5条関係）

1 対象施設	2 交付基礎単価	3 単 位	4 対象経費
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム	800 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。	地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な開設前 6 月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	13,300 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム	400 千円	定員数	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	(仮称) 新生児聴覚検査費用助成
担当部署	福祉部 健康課
担当者名	福島 由子
補助対象 平成31年4月1日以降に生まれ、新生児聴覚検査を実施した時点で瑞穂町在住の新生児等 ＊原則、生後28日未満の新生児が対象	
規程等 要綱策定予定	
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) 目的 聴覚障害を早期発見し、適切な治療・支援を行い、音声言語発達への影響を最小限にすることを目的とします。 内容 - 平成31年度から東京都全区市町村同一内容で助成を開始します。 - 保護者等が都内契約医療機関で新生児聴覚検査受診票(都内共通様式)を使用して検査を実施することで助成を受けることができます。 - 里帰り出産等、都内契約医療機関以外で検査を受けた場合等、受診票を使用できなかった場合は、償還払いにより助成を行います。	
補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) 聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことにより、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要です。平成31年度から都内全区市町村が当該事業への助成を開始する予定となったことから、町でも取組を開始し、早期発見・早期療育の推進を図ることが必要です。	
補助金額 1人の検査費用(自己負担分)に対して、3,000円を上限として助成します。	
補助割合 同上の内容となります。	
実施期間 平成31年4月1日から開始します。	
その他	